

肖像等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ライフル射撃協会（以下「本協会」という。）が選出した日本代表選手等の肖像等の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、以下の用語は以下に定める意味を有する。

- (1) 「肖像等」とは、氏名、ニックネーム、サイン、肖像、似顔絵、音声、経歴等をいう。
- (2) 「日本代表選手等」とは、本協会が選出した日本代表選手、ナショナルチーム選手、強化指定選手その他の国際大会・海外派遣の対象選手及び関係するコーチ、スタッフ等をいう。

(肖像の管理)

第3条 日本代表選手等が日本代表の公式ユニフォームその他本協会が指定する衣類等を着用している肖像その他日本代表選手等としての活動中の肖像は、本協会が管理する。

2 本協会は、日本代表選手等が不当な不利益を被ることのないよう、誠意を持って前項に基づく肖像の適切な管理に努める。

3 日本代表選手等は、第1項の肖像について、本協会の事前の承諾なく、第三者に使用させなければならない。

(本協会による肖像等の使用)

第4条 本協会は、日本代表選手等の肖像等を、メディアの形態を問わず、期間の制限なく、本協会の運営、広報、プロモーション、商品化、コンテンツ制作その他のために使用することができ、また、本協会のパートナー又はスポンサーその他の第三者（以下「本協会パートナー等」という。）に対して、その運営、広報、プロモーション、商品化、コンテンツ制作その他のために使用を許諾することができる。

2 日本代表選手等は、本協会の要請に従い、本協会及び本協会パートナー等のための撮影、録音、イベント出演、SNSへの投稿その他のプロモーション活動への参加等について、合理的な範囲内で協力する。

附則 本規程は、2025年12月6日より施行する。